

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

現 行	改 定	改定理由
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-18 建設副産物 (P1-1-9)</p> <p>8. 請負人は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-18 建設副産物 (P1-1-9)</p> <p>8. 請負人は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、<u>産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）</u>または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。</p>	<p>電子マニフェストによる産業廃棄物適正処理の確認を可能とするため</p>